

労働保険事務組合について

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険（雇用保険、労災保険）の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

労働保険事務組合に事務委託するメリット

① 労務関係の事務代行

労働保険料の申告・納付等、または社員の入退社、労災保険等の事務手続きを事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。

② 役員等の労災保険の加入

通常は労災保険に加入できない事業主や取締役、家族従事者も労災保険に特別加入することができます。

③ 労働保険料の分割納付

労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。
(通常は一定額を超えないと分割納付できません)

④ 労務書類の簡略化

入社（資格取得届）退社（喪失届）、離職票の作成提出等につき、事業主印や賃金台帳の添付が省略できる等、大幅な事務手続き簡略化ができます。

⑤ 労保連の事業に参加可能

労働保険事務組合を会員とする一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（労保連）が行う事業に参加することができます。また、労保連が行う労災保険の上乗せ補償が、簡単、格安に利用できます。